

かわさき教育プラン

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

自主・自立 共生・協働

学校教育目標

未来社会を切り拓く、心ゆたかな たくましい子を育てる

めざす学校像

- 夢や希望を抱く学校生活の創造
→学校を「子ども達の思いが溢れる実現する場所」とし、子ども達の思いが活動の機会を保障する
- 地域・地域とともに歩む学校
→地域、家庭、児童の笑顔に応じた創意ある教育課程を実施するとともに、学校・教員を活用し、教育活動の質の向上と学習効果の最大化を図る
- 「自分が誇りに思えることは人にしない(言わない)」 子母口の名譽
→人権尊重教育に基づき、自尊感情と他者意識のバランスのよい育成を図る

学-being

より豊かな学校生活を送るために

- 一人ひとりが身体的・精神的・社会的に十分満たされた状態で主体的に学校生活を送ることを目指し、豊かな学校生活を送るために育成を目指す資質・能力を醸成し、学校の様々な活動を通して児童を育てる「学-being」の実現
- ・**ポジティブ思考**：学校や学校・地域をよりよくするために物事と積極的に関わり、それらの活動を通して楽しさや感謝などの幸せを感じている。
- ・**他者とのよいかかわり**：困っている人のことを考えて声をかけたり、自分が困ったときにいつでも相談したりすることができるなど、対人関係に満足している。
- ・**学習意欲の自覚**：学校生活の中で達成感や自分の成長を感じることで、自己の目標や将来の夢に向けてはげしく努力することができる。

めざす子ども像

- **考える子**
→身の回りの出来事に好奇心をもち、自分の考え・考え方をもちようとする
- **なにより強い子**
→自己制御ができる強い意志をもち、適切に挑戦しようとする
- **思いやりのある子**
→お互いを認め合い、協力してはげやかに生活する
- **たくましい子**
→自他の生命を大切に、健康・安全を心がけて生活する

令和8年度の重点取組

令和の子母口型教育の実現を目指して～Shibokuchi Create the Future Project～ EP4

未来は“与えられるもの”ではなく、“自分たちでつくるもの”

豊かな心を育む

確かな学力をつける

健やかな身体をつくる

地域とともに歩む

①「学習力」の向上を下支えする「学びの基盤」づくりの推進…「言葉・数の意味理解」と「それを使って考える経験」を融合させ、知識を使って意味を理解し、自分で考え、状況に応じて活用できる力を育成する

言葉・数の意味理解

+

習得した知識を使う経験



学習への意欲

自己調整力

批判的思考力

問題解決力

協働力

柔軟性と適応力

②行事等を含めた特別活動の充実・再編…心が動く感動体験を通して、目標に向けて努力する力を育む。

60 周年の実績を踏まえた
継続とスリム化

自治的な活動を通して自己肯定感・自己有用感を育むとともに、計画・準備・実行・振り返りのサイクルを共有することを通して、自分で決めて活動する力を育てる。【考案】
※様々な行事や特別活動を通して、自分たちの思いを実現させるために目標を設定し、努力・協力する経験を通して、目標の実現に向けて力を合わせて取り組むことの大切さについて考えられるようにしていく。

③多様性を認め合い、「ともに生きる」の考え方に基づく個別支援の充実と協働的な学習活動に基づく学びの集団づくりの推進

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の推進

なかよしルームを軸にした校内教育支援センターの充実

校内教育支援センターモデル校

⑤安心・安全な学校生活への意識の醸成

規範意識を育てる

交通安全指導の充実

④【地域に学び、地域に発信する】持続可能な子母口型地域学習の創出…地域の方々に学びの成果を発信する機会を工夫し、地域の一員としての自覚を育てるとともに、将来の地域の担い手としての責務づくりに取り組む。

生活科・総合的な学習の時間を中心にした各学年での地域をフィールドにした探究学習の充実

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見

えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理

解させます。

- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、
児童生徒指導担当、支援教育コーディネーター、
教育相談担当、養護教諭、
スクールカウンセラー（要請による派遣）、
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携
- ・生活安全委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画の例

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめ防止基本方針について (研修) ・かわさき共生*共育プログラムの取組について ・保護者面談 (教育相談) の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・いじめ防止標語の募集・ポスター制作 (新聞委員会)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施、結果を受けての対応 ・携帯、スマートフォン教室実施 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→ いじめ防止ポスター掲示、いじめ防止標語募集などの啓発活動、アンケートをもとに児童理解)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・保護者面談 (教育相談週間) の実施 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活、インターネットアンケートの実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活、インターネットアンケート結果を受けての対応 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・希望制保護者面談 (教育相談週間) の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組 <u>※必ず記載する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・クラスや学年間による集会などの人間関係づくりのレクリエーション
- ・代表委員会等による、よりよい学校生活への取り組み
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

○縦割り活動

- ・1年生と6年生…「6年生お助け隊」（入学時期）
- ・1年生と2年生…生活科学校探検（2年生が1年生に校舎案内をする）
- ・1年生と2～6年生…一年生を迎える会
- ・6年生と1～5年生…卒業を祝う会（卒業時期）
- ・運動会…1. 3. 5年生、2. 4. 6年生での2部制開催
- ・わくわくワールド…全学年での他学年や地域、保護者との交流
- ・異学年交流…集会、清掃、学習等で交流を深め、連帯感をもつようにする

○委員会活動

- ・生活安全委員会…朝のあいさつ運動
- ・運動委員会…校内での安全啓発の声かけ
- ・集会委員会…学年に合わせた集会の計画、実施

○小中連携活動

- ・小中連携…中学校吹奏楽部による演奏会、避難訓練、6年生中学校体験入学
- ・幼保小連携…近隣の幼稚園、保育園の園児が小学校に来て、学校探検をする
- ・特別支援級連携…「卒業と進級を祝う会」等での近隣小中学校支援級との交流

○地域との交流

- ・総合的な学習の時間の活動による交流…（4、5、6年）ゲストティーチャー依頼等
- ・生活科（2年生）…町たんけん。もちつき体験
- ・生活科（1年生）…昔遊び体験

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成

保護者の取組（PTA活動）

- ・おはよう運動…保護者による安全確認、あいさつ運動、見守り活動

地域住民の取組

- ・安全パトロール隊などによる地域での見守り活動、安全活動、あいさつ運動
- ・コミュニティスクール会議や地域教育会議における情報共有や協議